

雇用の安定と生活支援対策

平成20年中に既に実施している施策

1 住宅・生活の支援～雇用促進住宅の入居あっせん、資金貸付を行います。

- (1) 全国のハローワークに特別相談窓口を開設して、離職に伴い住まいにお困りの方の相談に応じています。社員寮付きの求人や住み込み可能求人の紹介も行っています。(12月15日から、190カ所)
○ 全国の雇用促進住宅への入居をあっせんしています。
○ 12月22日から、労働金庫で最大186万円(雇用保険受給者の場合最大60万円)の住宅確保・生活支援のための貸付を開始しています。
(入居初期費用50万円。家賃補助費月6万円、就職活動費月15万円等)
- (2) 社宅・寮等に離職後も引き続き労働者を居住させる事業主に対して月額4～6万円助成します。助成期間は6か月までです。(12月9日分から適用予定)

2 雇用維持の支援～中小企業の場合、手当等の5分の4を助成します。

- (1) 解雇せずに休業や教育訓練・出向などで雇用を維持した場合、支払われた賃金、手当の4/5(中小企業)を助成します。(雇用調整助成金制度の拡充)
- (2) 雇用調整助成金制度の対象労働者を拡大し、雇用期間が6か月未満の労働者や新規学卒者も対象とします。(雇用保険の被保険者)
- (3) 生産量や雇用量などの支給要件の緩和や申請事務を簡素化し、制度を利用しやすくします。

3 採用内定取消しへの対応～学生のための相談窓口を開設しています。

- (1) 特別相談窓口を全国の学生職業センターに開設しています。(11月28日から)
- (2) 内定取消しをしないよう企業指導を強化しています。(平成21年1月19日に企業名を公表できるようにしました。)

第二次補正予算成立により実施する施策

1 雇用創出～都道府県と協力して雇用を創出します。

都道府県に過去最大の4,000億円の基金を創設し、地域の求職者の雇用機会を創出する取組みを支援します。
(「ふるさと雇用再生特別交付金」(2,500億円)、「緊急雇用創出事業」(1,500億円)の速やかな実施)

2 再就職支援対策～雇入れ助成の拡充や離職者訓練を強化します。

- (1) 中小企業に対する雇入れ助成を拡充します。具体的には、39歳までの年長フリーター等、内定を取り消された就職未決定者を正規雇用した場合や、受け入れている派遣労働者を直接雇用した場合に1人当たり100万円(大企業50万円)を支給します。
- (2) 離職者訓練を強化します。(実施規模の拡充、訓練期間中の生活保障給付制度の拡大等)

21年度から実施予定の施策 ～雇用保険のセーフティネット機能を強化します。

- ①非正規労働者の適用範囲を拡大します。
(雇用見込み1年以上→6ヶ月以上)
- ②再就職が困難な場合についての給付日数を特例的に60日分延長します。
- ③21年度の雇用保険料を1.2%から0.8%まで引き下げます。

※改正法案を今国会に提出